

水際措置実施以前に査証（ビザ）免除であった国・地域籍者以外の国・地域籍者

※ ロシア、CIS 諸国（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ）及びジョージア国籍の方は、査証申請書（顔写真貼付）を2セット提出してください。

渡航目的	提出資料			
	申請人が準備する書類	注	日本側が準備する書類	注
(1) 日本人の親族	① 査証申請書 （6か月以内に撮影した カラー顔写真貼付） ② パスポート（原本+写し） ③ 香港又はマカオ ID （原本+写し） ④ 有効な香港又はマカオの 滞在許可（原本+写し） （※永久居民の方は不要） ⑤ 渡航費用支弁能力を証する 資料（原本+写し）	#1 #2 #3 #4 #5	① 戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）（原本） ② パスポートの身分事項ページ（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ③ 香港又はマカオ ID（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ④ 世帯全員が記載された住民票（原本） （※本邦居住者の場合、発行から3ヶ月以内） ⑤ 招へい理由書 （原本）（ 誓約事項 ） （※申請人が日本人の配偶者又は子の場合は不要） ⑥ 身元保証書 （原本） ⑦ 滞在予定表 （原本）	#6 #3 #8 #9 #10 #11
(2) 永住者の親族	同上		① 永住者との身分関係を立証する資料（原本+写し） ② パスポートの身分事項ページ（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ③ 香港又はマカオ ID（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ④ 在留カード（表・裏）（写し） ⑤ 招へい理由書 （原本）（ 誓約事項 ） （※申請人が永住者の配偶者又は子の場合は不要） ⑥ 身元保証書 （原本） ⑦ 滞在予定表 （原本）	#6 #3 #9 #10 #11
(3) 定住者の配偶者又は子	同上		① 定住者との身分関係を立証する資料（原本+写し） ② パスポートの身分事項ページ（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ③ 香港又はマカオ ID（写し） （※香港又はマカオ居住者の場合） ④ 在留カード（表・裏）（写し） ⑤ 身元保証書 （原本） ⑥ 滞在予定表 （原本）	#6 #3 #10 #11
(4) 本邦に長期滞在する親族を訪問する方	同上		① 本邦在留者との身分関係を立証する資料（原本+写し） ② パスポートの身分事項ページ（写し） ③ 在留カード（表・裏）（写し） ④ 招へい理由書 （原本）（ 誓約事項 ） ⑤ 身元保証書 （原本） ⑥ 滞在予定表 （原本）	#6 #3 #9 #10 #11
(5) 知人訪問 （※本邦在留者と親族に準ずる関係（婚約者、事実婚関係等）にある方、結婚式又は葬儀に参列する方、病気の知人を訪問する方）	同上		① 本邦在留者との関係性を立証する資料（原本+写し） ② パスポートの身分事項ページ（写し） （※招へい者が外国人の場合） ③ 在留カード（表・裏）（写し） ④ 世帯全員が記載された住民票（発行から3ヶ月以内）（原本） （※葬儀に参列する場合は、招へい者の住民票） ⑤ 招へい理由書 （原本）（ 誓約事項 ） ⑥ 身元保証書 （原本） ⑦ 滞在予定表 （原本） ⑧ 招待状や行事案内（写し） （※結婚式又は葬儀に参列する場合） ⑨ 診断書など病状を立証する資料（写し） （※病気の知人を訪問する場合）	#7 #3 #8 #9 #10 #11

申請人が準備する書類の注意事項

#1 査証申請書（書式あり）

- (注1) 記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。
- (注2) 申請人が学生である場合（幼稚園を含む）は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。
- (注3) 身元保証人欄及び招へい人欄について
- ① 訪問の場合は、日本にいる親族や知人の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
 - ② 同伴する場合は、身元保証する日本人や永住者等の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
- (注4) 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。

[【トップへ戻る】](#)

#2 カラー写真1枚

- (注) 6か月以内に撮影したカラー写真（縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景）を提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

#3 パスポート（原本+写し）

- (注1) 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。
- (注2) パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。

[【トップへ戻る】](#)

#4 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本+写し）

- (注1) 「往來港澳通行證」（冊子、以下「通行証」という）又は旧パスポートに貼付されている場合は、通行証又は旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。
- (注2) 通行証（カード）及び有効な香港又はマカオの滞在許可（紙）を所持している場合は、通行証（表・裏）及び有効な香港又はマカオの滞在許可の原本及び写しを提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

#5 渡航費用支弁能力を証する資料（原本+写し）

- (注1) 申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近3か月分（90日間）、又は公的機関が発行する1年間の所得証明（政府から発行した直近の納税証明書）の原本及び写しを提出してください。
- なお、配偶者等との共同名義口座である場合は、親族関係を示す資料の原本及び写しを併せて提出してください。
- (注2) 申請人が扶養されている場合（学生、幼児等）は、次の書類を提出してください。
- ① 扶養者（親）の渡航費用支弁能力を証する資料（原本+写し）
 - ② 扶養者（親）との関係を証する資料（出生証明書）（原本+写し）

[【トップへ戻る】](#)

